

令和4年

第9回教育委員会会議

報告第4号

秋田県教育委員会

報告第 4 号

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和 31 年秋田県教育委員会規則第 10 号）第 4 条第 1 項の規定により専決処分を行ったので、同条第 2 項の規定に基づき教育委員会に報告し、その承認を求めるものとする。

令和 4 年 6 月 9 日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、教育委員会を開くいとまがなく専決処分を行ったので、これについて教育委員会に報告し、その承認を求めるものである。

報告第 4 号参考資料

専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和 31 年秋田県教育委員会規則第 10 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について専決処分する。

令和 4 年 5 月 19 日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について

令和 4 年 5 月 16 日付け財－58 により、次の議案について意見を求められたが、原案のとおり同意する。

- 1 令和 4 年度秋田県一般会計補正予算（第 2 号）（教育委員会に関する事項）
- 2 秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 3 工事請負契約の締結について
- 4 交通事故に係る和解について

教総———— 3 3 5

令和 4 年 5 月 1 9 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久 様

秋田県教育委員会

教育長 安 田 浩 幸

(公印省略)

意見の聴取について (回答)

令和 4 年 5 月 1 6 日付け財－ 5 8 で照会のあったことについては、原案のとおり同意します。

担 当

教育庁総務課

企画班 石塚

内線 5 1 1 2

令和4年5月16日

秋田県教育委員会

教育長 安 田 浩 幸 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久

意見の聴取について（照会）

令和4年秋田県議会第1回定例会（6月議会）に次の議案を提出する予定であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を聴取します。ついては、5月19日（木）まで回答してください。

- 1 令和4年度秋田県一般会計補正予算（第2号）（教育委員会に関する事項）
- 2 秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 3 工事請負契約の締結について
- 4 交通事故に係る和解について

担 当：総務部財政課

調整・予算第一班 工藤

電 話：018-860-1105

専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和 31 年秋田県教育委員会規則第 10 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について専決処分する。

令和 4 年 6 月 1 日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について

令和 4 年 5 月 30 日付け財－82 により、次の議案について意見を求められたが、原案のとおり同意する。

- 1 令和 4 年度秋田県一般会計補正予算（第 3 号）（教育委員会に関する事項）

教総——— 4 3 0

令和 4 年 6 月 1 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久 様

秋田県教育委員会

教育長 安 田 浩 幸

(公印省略)

意見の聴取について (回答)

令和 4 年 5 月 3 0 日付け財－ 8 2 で照会のあったことについては、原案のとおり同意します。

担 当

教育庁総務課

政策企画・広報班 石塚

内線 5 1 1 2

令和4年5月30日

秋田県教育委員会

教育長 安 田 浩 幸 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(公 印 省 略)

意見の聴取について（照会）

令和4年秋田県議会第1回定例会（6月6日）に次の議案を提出する予定であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を聴取します。

については、6月2日（木）まで回答してください。

1 令和4年度秋田県一般会計補正予算（第3号）（教育委員会に関する事項）

担 当：総務部財政課

調整・予算第一班 工藤

電 話：018-860-1105

令和4年度6月補正予算の概要

1 教育委員会関係補正予算の規模

現 計 予 算 額	1, 1 0 3 億 9, 2 9 8 万 4 千円
今 回 補 正 額	2 億 4, 5 7 4 万 7 千円
補 正 後 の 予 算 額	1, 1 0 6 億 3, 8 7 3 万 1 千円

2 補正予算の内容

(単位:千円)

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と濃厚接触者となった児童生徒や職員の待機期間の短縮に向け、抗原検査キットを活用した検査体制を整備する。

〔幼保推進課〕 保育所等新型コロナウイルス抗原検査体制整備事業 137, 885
保育所、幼稚園、認定こども園等に対し、115, 000テスト分を配布。 (国137, 885)

〔義務教育課〕 小・中学校等新型コロナウイルス感染症対策関連事業 27, 398
小、中学校、義務教育学校に対し、22, 850テスト分を配布。 (国27, 398)

〔保健体育課〕 学校における感染症対策事業 56, 353
県立中学校・高等学校、特別支援学校及び私立・市立高等学校に対し、
47, 000テスト分を配布。 (国56, 353)

(2) 原油価格・物価高騰への対応

〔幼保推進課〕 保育所等送迎用車両燃料費補助事業 10, 560
燃料の価格高騰による負担軽減を図るため、保育所等が園児の送迎に使用する車両の燃料費の一部に対して助成する。 (国10, 560)

〔高校教育課、特別支援教育課〕 県立学校給食費支援事業 13, 551
食材の価格高騰下においても栄養バランスや量を保った学校給食を実施するため、食材費の一部に対し助成する。 (国13, 551)

(3) 債務負担行為補正

秋田県青少年交流センター管理運営費

秋田県青少年交流センターの指定管理料の限度額を設定する。

- ・ 指定管理期間 令和5年度～令和7年度（3年間）
- ・ 設定限度額 156, 813千円（52, 271千円/年）

※補足説明：財源について

国 国庫支出金 (国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金等)
一 一般財源

3 補正予算を除く 6 月議会提出予定案件

(1) 条例案

- ・秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例案

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 40 号）による教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）の一部改正に伴い普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新の申請等に係る手数料を廃止する等の必要がある。

(2) 工事請負契約の締結について

鹿角小坂地区統合校実習棟建築工事

相 手 方：タナックス・小坂・平和・白川特定建設工事共同企業体

契約金額：997,150,000円

(3) 交通事故に係る和解

公用車による交通事故 令和 3 年 11 月 11 日 秋田市で発生

令和4年度教育委員会関係補正予算 現計予算との比較

(単位：千円)

【歳出・主管課別】 ※補正予算内容説明書に記載の各課室所管全事業費合計

区分	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
総務課	2,006,828		2,006,828
総務課施設整備室	6,876,656		6,876,656
教職員給与課	84,492,896		84,492,896
幼保推進課	6,940,857	148,445	7,089,302
義務教育課	881,727	27,398	909,125
高校教育課	5,719,923	3,643	5,723,566
特別支援教育課	1,195,670	9,908	1,205,578
生涯学習課	893,801		893,801
生涯学習課文化財保護室	579,434		579,434
保健体育課	406,546	56,353	462,899
福利課	398,646		398,646
歳 出 合 計	110,392,984	245,747	110,638,731

【歳出・目的別】 ※教育委員会所管全事業費を行政目的別に分類

款	項	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
3 民生費		6,484,928	148,445	6,633,373
	2 児童福祉費	6,484,928	148,445	6,633,373
10 教育費		103,898,056	97,302	103,995,358
	1 教育総務費	17,675,472	27,398	17,702,870
	2 小学校費	26,141,048		26,141,048
	3 中学校費	18,954,157		18,954,157
	4 高等学校費	27,607,737	3,643	27,611,380
	5 特別支援学校費	10,231,393	9,908	10,241,301
	6 社会教育費	2,805,325		2,805,325
	7 保健体育費	482,924	56,353	539,277
11 災害復旧費		10,000	0	10,000
	4 文教施設災害復旧費	10,000		10,000
歳 出 合 計		110,392,984	245,747	110,638,731

【歳出・性質別】 ※教育委員会所管全事業費を国が定める支出の性質別に分類

区分	説明	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
人件費	職員給与費、委員、非常勤職員報酬 等	86,781,548		86,781,548
物件費	旅費、物品購入費、通信連絡費、委託費、使用料 等	4,970,089	221,636	5,191,725
その他行政経費	扶助費 就学奨励費、奨学のための給付金 等	2,478,187		2,478,187
	補助費等 市町村・民間団体等への補助金、謝礼金 等	8,694,786	24,111	8,718,897
	積立金 基金会計への積立金	22		22
	貸付金 貸付金	504		504
	小計	11,173,499	24,111	11,197,610
維持補修費	県有施設（教育機関、県立学校等）の維持補修費	132,812		132,812
補助投資事業費	国庫補助を伴う施設整備費又は施設整備費補助金等	698,296		698,296
単独投資事業	県単独の施設整備費又は施設整備費補助金等	6,626,740		6,626,740
災害復旧事業費	施設設備の災害復旧費	10,000		10,000
歳 出 合 計		110,392,984	245,747	110,638,731

令和 4年度補正予算内容説明書

一般会計

幼保推進課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名		予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目					特 定	一 般	
3			民生費			137,885	国	137,885	
	2		児童福祉費			137,885	国	137,885	
		1	児童福祉総務費			137,885	国	137,885	
			保育振興事業費	01 保育所等新型コロナウイルス感染症対策関連事業		137,885	国	137,885	(新)保育所等新型コロナウイルス抗原検査体制整備事業
合計						137,885	国	137,885	

令和 4年度補正予算内容説明書

一般会計

義務教育課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名		予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目					特 定	一 般	
10			教育費			27,398	国 27,398		
	1		教育総務費			27,398	国 27,398		
		4	教育指導費			27,398	国 27,398		
			学校指導費	01 (新)小・中学校等新型コロナウイルス感染症対策関連事業		27,398	国 27,398		小・中学校等における新型コロナウイルス抗原検査体制の整備に要する経費
			合計			27,398	国 27,398		

一般会計

保健体育課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名		予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目					特 定	一 般	
10			教育費			56,353	国 17,985	38,368	
	7		保健体育費			56,353	国 17,985	38,368	
		1	保健体育総務費			56,353	国 17,985	38,368	
			学校保健及び学校安全管理事業費	01 学校における感染症対策事業		56,353	国 17,985	38,368	1. 学校における感染症対策事業 47,960 2. (新)私立・市立高等学校における感染症対策事業 8,393
合計						56,353	国 17,985	38,368	

一般会計

幼保推進課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名		予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目					特 定	一 般	
3			民生費			10,560	国	10,560	
	2		児童福祉費			10,560	国	10,560	
		1	児童福祉総務費			10,560	国	10,560	
				保育振興事業費	01 保育所等新型コロナウイルス感染症対策関連事業	10,560	国	10,560	(新)保育所等送迎用車両燃料費補助事業
合計						10,560	国	10,560	

一般会計

高校教育課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名		予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目					特 定	一 般	
10			教育費			3,643	国	3,643	
	4		高等学校費			3,643	国	3,643	
		2	高等学校管理費			3,643	国	3,643	
			学校運営費	01 (新) 県立学校給食費支援事業		3,643	国	3,643	学校給食の食材費への助成に要する経費
			合計			3,643	国	3,643	

一般会計

特別支援教育課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名		予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目					特 定	一 般	
10			教育費			9,908	国 9,908		
	5		特別支援学校費			9,908	国 9,908		
		2	特別支援学校管理費			9,908	国 9,908		
			特別支援学校運営費	01 (新) 県立学校給食費支援事業		9,908	国 9,908		学校給食の食材費への助成に要する経費
合計						9,908	国 9,908		

議案第百十六号

秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例案

秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「若しくは第二項、第十六条の第二項若しくは第二項（法第十六条の第四項及び第十七条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」を「、第十六条第一項」に、「第十七条第一項」を「第十七条」に改め、同条第二号中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、同条第三号中「第五条第六項又は第十七条第一項」を「第五条第五項又は第十七条」に改め、同条第五号中「又は第四項」を削り、同条中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、第十号から第十三号までを削り、同条第十四号中「第四条」を「第四条第一項」に改め、同号を同条第八号とする。

附 則

この条例は、令和四年七月一日から施行する。

令和四年五月二十七日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号）による教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部改正に伴い普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新の申請等に係る手数料を廃止する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二百十号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

- 一 工 事 名 鹿角小坂地区統合校実習棟建築工事
- 二 工 事 箇 所 鹿角市花輪字明堂長根地内
- 三 工 事 概 要 別紙工事概要のとおり
- 四 執 行 方 法 条件付き一般競争入札
- 五 契 約 金 額 一金九億九千七百壹拾五万円
- 六 契 約 の 相 手 方 鹿角郡小坂町小坂字五十刈五番地三

タナックス・小坂・平和・白川特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社タナックス

代表取締役 葛 西 秀 正

七 工 期 契約締結の日から令和五年十二月二十八日まで

令和四年五月二十七日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

鹿角小坂地区統合校実習棟建築工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年秋田県条例第三十二号）第二条の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

別 紙

工

事

概

要

渡 り 廊 下	実 習 棟	区 分
地 鉄 上 骨 二 階 階 造 建 造	地 鉄 上 コ 三 ン 階 ク 階 リ 階 ト 建 造 建 造	構 造
延 建 べ 築 面 面 積 積 六六平方メートル 三三平方メートル	延 建 べ 築 面 面 積 積 三、四九九平方メートル 一、四二八平方メートル	工 事 内 容

議案第二百十一号

交通事故に係る和解について

令和三年十一月十一日秋田市大町三丁目地内において発生した交通事故について、次のとおり和解するものとする。

記

一 相手方の住所及び氏名

秋田市外旭川八柳一丁目七番二十四号

椎 名 富 男

二 和解に至る経緯

県は、交通事故発生後、相手方と損害賠償について交渉した結果、和解しようとするものである。

三 和解の内容

(一) 相手方は、県に対し、前記交通事故の損害賠償金として、金壹百五拾八万七千円を支払う。

(二) 県は、本件事故に関し、(一)以外のすべての請求権を放棄する。

令和四年五月二十七日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

交通事故に係る和解については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例案 要綱

1 改正理由

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和４年法律第４０号）による教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）の一部改正に伴い普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新の申請等に係る手数料を廃止する等の必要がある。

2 改正内容

(1) 次に掲げる申請に係る手数料を廃止することとする。（第２条関係）

- ① 普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新の申請
- ② 普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長の申請
- ③ 免許状更新講習の課程を修了したことの確認の申請
- ④ 免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める期間内にあることの確認の申請
- ⑤ 修了確認期限の延期の申請
- ⑥ 免許状更新講習を受ける必要がない者の認定の申請

(2) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日

この条例は、令和４年７月１日から施行することとする。

秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
(手数料の額) 第二条 手数料の額は、次のとおりとする。 一 法第五条第一項、第十六条第一項 第十七条 の規定による普通免許状の授与の申請 一件につき 三千三百円 二 法第五条第二項の規定による特別免許状の授与の申請 一件につき 三千三百円 三 法第五条第五項又は第十七条の授与の申請 一件につき 千七百円 四 略 五 法第六条第一項 の規定による教育職員検定の申請 一件につき 千七百円 六・七 略	(手数料の額) 第二条 手数料の額は、次のとおりとする。 一 法第五条第一項若しくは第二項、第十六条の二第一項若しくは第二項（法第十六条の四第四項及び第十七条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十六条の四第一項又は第十七条第一項の規定による普通免許状の授与の申請 一件につき 三千三百円 二 法第五条第三項の規定による特別免許状の授与の申請 一件につき 三千三百円 三 法第五条第六項又は第十七条第一項の規定による臨時免許状の授与の申請 一件につき 千七百円 四 略 五 法第六条第一項又は第四項の規定による教育職員検定の申請 一件につき 千七百円 六 法第九条の二第一項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新の申請 一件につき 三千三百円 七 法第九条の二第五項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長の申請 一件につき 千七百円 八・九 略 十 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下「改正法」という。）附則第二条第二項の規定による免許状更新講習の課程を修了したことの確認の申請 一件につき 三千三百円 十一 改正法附則第二条第三項第三号の規定による免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める期間内にあることの確認の申請 一件につき 三千三百円

八| 法第四條第一項に規定する免許状の授与の証明の申請

一件につき 四百円

十二| 改正法附則第二条第四項の規定による修了確認期限の延期の申請

一件につき 千七百円

十三| 改正法附則第二条第五項の規定による免許状更新講習を受ける必要がない者の認定の申請

一件につき 三千三百円

十四| 法第四条 に規定する免許状の授与の証明の申請

一件につき 四百円

令和4年

第9回教育委員会会議

報告事項（1）

令和5年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験の志願状況について

秋田県教育委員会

令和5年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験志願状況

令和4年6月9日現在

校種	教 科 ・ 科 目	志願者数			採用予定者数			R5	R4	R4	
		R5	R4	増 減	R5	R4	増 減	志願倍率	志願倍率	合格者数	
小 学 校		164	211	-47	130名程度	150名程度	-20	1.3	1.4	153	
中 学 校	国語	19	22	-3	10名程度	11名程度	-1			12	
	社会	56	48	8	10名程度	7名程度	3			8	
	数学	47	45	2	7名程度	13名程度	-6			12	
	理科	18	24	-6	10名程度	14名程度	-4			14	
	音楽	8	12	-4	4名程度	7名程度	-3			8	
	美術	2	6	-4	3名程度	4名程度	-1			4	
	保健体育	42	45	-3	7名程度	13名程度	-6			14	
	技術	2	4	-2	若干名	若干名				2	
	家庭	8	10	-2	若干名	3名程度				3	
	英語	21	33	-12	12名程度	16名程度	-4			17	
	(中学校合計)		223	249	-26	65名程度	90名程度			-25	3.4
高 等 学 校	国語	18	17	1	3名程度	若干名				1	
	地理歴史	29	32	-3	若干名	若干名				1	
	数学	23	21	2	若干名	若干名				1	
	理科	24	27	-3	若干名	若干名				1	
	芸術	音楽	5		5	若干名					
		美術		4	-4		若干名				1
	保健体育	58	58	0	3名程度	3名程度	0			3	
	英語	20	16	4	3名程度	若干名				1	
	情報	6	3	3	若干名	若干名				1	
	農業	16	13	3	若干名	若干名				1	
	工業	3	4	-1	4名程度	4名程度	0			3	
	商業	11	15	-4	若干名	若干名				1	
(高等学校合計)		213	210	3	25名程度	16名程度	9	8.5	13.1	15	
特 別 支 援 学 校	小学部		29	29	0	合わせて 22名程度	合わせて 22名程度	0			11
	中・高等部	国語	1	7	-6						3
		社会	12	18	-6						2
		数学	3	3	0						0
		理科	1	1	0						0
		音楽	1	1	0						0
		美術	0	0	0						0
		保健体育	15	19	-4						3
		技術	0	0	0						1
		家庭	2	2	0						1
		英語	3	4	-1						0
	高等部	情報	2	1	1						0
		福祉	1	2	-1						1
(特別支援学校合計)		70	87	-17	22名程度	22名程度	0	3.2	4.0	22	
養 護 教 諭		63	66	-3	11名程度	20名程度	-9	5.7	3.3	21	
栄 養 教 諭			13	-13		若干名				1	
障 害 者 特 別	小学校	<1>		<1>	若干名	若干名					
	中学校	<1>	<1>	<0>	若干名	若干名				<0>	
	栄養教諭		<1>	<0>	若干名	若干名				<0>	
	小 計	<2>	<2>	<0>	若干名	若干名				<0>	
社 会 人 等 特 別	高等学校工業	2	2	0	若干名	若干名				1	
	博士号保有者	4		4	若干名						
	高等学校理科(地学)		5	-5		若干名				1	
	小 計	6	7	-1	若干名	若干名				2	
計		739	843	-104	253名程度	298名程度	-45	2.9	2.8	308	
高等学校実習助手	農業	8	6	2	若干名	若干名				1	
	水産		1	-1		若干名				1	
特別支援学校	高等部実習助手	7	7	0	若干名	若干名				2	
	寄宿舎指導員	11	11	0	若干名	若干名				2	
栄養教諭特別選				0		5名程度	-5		2.9		
合 計		765	868	-103	253名程度	298名程度	-45	3.0	2.9	314	

※1 障害者特別選考<>は、中学校、栄養教諭に含まれるため合計から除く。

過去10年間の志願者数の推移(実習助手、寄宿舎指導員、栄養教諭特別選考を除く)

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
志願者数	1149	1183	1190	1139	1097	1123	1035	971	843	739
志願倍率	9.1	9.1	9	8.1	6.3	5.4	5.3	3.5	2.8	2.9

令和5年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験の 志願状況について

※（実習助手、宿舎指導員を除く）採用予定人員は253名程度で、昨年度比45名程度の減

- 1 （実習助手、寄宿舍指導員を除く）志願者総数は739名で、昨年度比104名の減
- 2 志願倍率（実習助手、寄宿舍指導員を除く志願者総数を採用予定人員で除した数字）は2.9倍（昨年度2.8倍） ※以下（ ）内は昨年度
- 3 「障害者特別選考」への志願者は2名（2名）
小学校1名（0名）、中学校1名（1名）
- 4 「教職大学院特別選考」への志願者は8名（10名）
小学校2名（2名）、中学校3名（5名）、高等学校2名（3名）、
特別支援学校1名（0名）
- 5 「大学推薦特別選考」への志願者は13名（9名）
小学校10名（8名）、養護教諭1名（1名）
- 6 「社会人等特別選考」への志願者は6名（7名）
高等学校工業2名（2名）、高等学校博士号保有者4名（今年度から実施）
- 7 「他県教諭等」への志願者は36名（42名）
小学校10名（16名）、中学校9名（8名）、高等学校8名（12名）、
特別支援学校7名（6名）、養護教諭2名（0名）
- 8 「教職経験者」への志願者は11名（今年度から実施）
小学校5名、中学校1名、高等学校3名、特別支援学校1名、養護教諭1名
- 9 「小学校教諭等」について
他県教諭等枠への志願者は10名（16名）募集は10名程度
中学校英語の免許状所有者枠への志願者は7名（11名）募集は5名程度
- 10 優遇対象者（第一次選考試験免除）は11名（13名）
小学校0名（6名）、中学校6名（6名）、高等学校2名（0名）、
特別支援学校1名（1名）、養護教諭2名（0名）
- 11 講師優遇Ⅰ対象者（第一次選考試験総合教養免除）は8名（28名）
小学校0名（1名）、中学校3名（13名）、高等学校3名（11名）、
特別支援学校1名（2名）、養護教諭1名（1名）
- 12 講師優遇Ⅱ対象者（第一次選考試験総合教養免除）は196名（246名）
小学校15名（39名）、中学校49名（67名）、高等学校86名（86名）、
特別支援学校39名（44名）、8名（10名）
- 13 50歳以上の志願者は27名（23名）
小学校9名（8名）、中学校1名（7名）、高等学校6名（4名）
特別支援学校11名（4名）、養護教諭0名（0名）

令和4年

第9回 教育委員会会議

報告事項（2）

令和4年度秋田県公立高等学校入学者選抜 定時制の課程 10月入学者募集要項について

秋田県教育委員会

令和4年度
秋田県公立高等学校入学者選抜 定時制の課程
10月入学生募集要項

1 募集学校及び募集人員

○秋田県立大館鳳鳴高等学校

〒017-0804 大館市柄沢字狐台52番地2 TEL 0186-42-1968

定時制の課程 普通科（単位制）

I 部 （昼間の部） 若干名

II 部 （夜間の部） 若干名

○秋田県立秋田明德館高等学校

〒010-0001 秋田市中通二丁目1番51号 TEL 018-833-1261

定時制の課程 普通科（単位制）

I 部 （午前の部） 若干名

II 部 （午後の部） 若干名

III 部 （夜間の部） 若干名

○秋田県立横手高等学校

〒013-0037 横手市前郷二番町10番1号 TEL 0182-32-2011

定時制の課程 普通科（単位制）

I 部 （昼間の部） 若干名

II 部 （夜間の部） 若干名

2 出願資格

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業し、現在高等学校に在籍していない者
（中学校には中等教育学校前期課程及び義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中学部等である。）
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

3 出願手続

入学志願者は次の(1)から(4)の出願書類を、出願先高等学校長に提出すること。

- (1) 入学願書（本人氏名、保護者氏名は自書とする。）
- (2) 受検票（所定の用紙に、本人氏名、検査会場を記入する。）
- (3) 出身学校の調査書（出身中学校長が作成し、親展・厳封扱いとする。）
- (4) 証紙納付書（入学検定料950円分の秋田県証紙を貼り、消印はしない。）

4 出願期間

令和4年8月22日（月）から8月26日（金）までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、最終日は正午で締め切る。

5 出願場所

学 校 名	出 願 場 所
大 館 鳳 鳴 高 等 学 校	大館鳳鳴高等学校 全日制の課程 事務室 〒017-0813 大館市字金坂後6番地 TEL 0186-42-0002
秋田明德館高等学校	秋田明德館高等学校 事務室 〒010-0001 秋田市中通二丁目1番51号 TEL 018-833-1261
横 手 高 等 学 校	横手高等学校 全日制の課程 事務室 〒013-0008 横手市睦成字鶴谷地68番地 TEL 0182-32-3020

6 検査日及び選抜方法等

(1) 期 日 令和4年9月3日（土）

(2) 検査会場

学 校 名	検 査 会 場
大 館 鳳 鳴 高 等 学 校	大館鳳鳴高等学校 定時制の課程（桜楯館） 〒017-0804 大館市柄沢字狐台52番地2 TEL 0186-42-1968
秋田明德館高等学校	秋田明德館高等学校 〒010-0001 秋田市中通二丁目1番51号 TEL 018-833-1261
横 手 高 等 学 校	横手高等学校 定時制の課程（青雲館） 〒013-0037 横手市前郷二番町10番1号 TEL 0182-32-2011

(3) 受付時間 8：00～8：30

(4) 選抜方法 作文、口頭試問（国語、数学、英語）及び面接を行う。

(5) 検査日程 9：00～9：45 作文
10：05～ 口頭試問及び面接

(6) 携 行 品 ・受検票
・筆記用具

※ 携帯電話等の通信機器は、検査会場においては電源を切るものとし、検査室に持ち込むことを禁止する。

7 合格者発表

令和4年9月8日（木）午後4時から、合格者の受検番号を検査会場に掲示するとともに、合格者に対して入学手続書類を配付する。

なお、合格者の受検番号は各校のホームページに公開する。当日、入学手続書類を受け取ることができない者には郵送する。

学 校 名	掲 示 場 所	入学手続書類配付場所
大 館 鳳 鳴 高 等 学 校	大館鳳鳴高等学校桜楯館生徒玄関前	大館鳳鳴高等学校 桜楯館事務室前
秋田明德館高等学校	明德館ビル1階	明德館ビル 3階事務室前
横 手 高 等 学 校	横手高等学校青雲館生徒玄関前	横手高等学校 青雲館事務室前

8 その他

後期の授業は前期に引き続いた内容で行われるので、相応の学力を有し、かつ志望理由が明確で学業継続の意志が強固であること。

令和 4 年

第 9 回 教 育 委 員 会 会 議

報告事項

- (3) 令和 5 年度秋田県立湯沢翔北高等学校専攻科学生募集要項について
- (4) 令和 5 年度秋田県立湯沢翔北高等学校専攻科入学者選抜学力検査問題等作成方針について

秋田県教育委員会

令和 5 年度秋田県立湯沢翔北高等学校専攻科
学 生 募 集 要 項

1 学科及び募集定員等

学 科	募集定員	募集人員		修業年限
		特別選抜	一般選抜	
介護福祉科	20名	12名	8名	2年
生産技術科	10名	6名	4名	2年

2 特別選抜

【介護福祉科】

出願資格	次の(1)から(4)の全てに該当する者とする。 (1) 高等学校を令和 5 年 3 月卒業見込みの者 (2) 人物、学業成績共に優れ、学習意欲が旺盛であり、校長が責任をもって推薦できる者 (3) 全体の学習成績の状況（全体の評定平均値）が3.5以上の者 (4) 合格した場合には必ず入学することを確約できる者
募集人員	12名
出願書類	出願手続は在籍高等学校長を経る。入学志願者は、次の(1)から(6)の出願書類を湯沢翔北高等学校長に提出すること。なお、郵送の場合は、必ず「書留郵便」とし、封筒の表面に「専攻科入学願書在中」と朱書きすること。 (1) 特別選抜入学願書（本人氏名及び保護者氏名は自書とする。） (2) 特別選抜受検票（所定の用紙に、本人氏名を記入する。） (3) 志願理由書（志願者本人の自書とする。） (4) 高等学校調査書（在籍高等学校長が作成し、親展・厳封扱いとする。） (5) 高等学校長の推薦書（在籍高等学校長が作成し、親展・厳封扱いとする。） (6) 証紙納付書（入学検定料2,200円分の秋田県証紙を貼り、消印はしない。） ※ 受検票返信用封筒（郵送を希望する場合のみ必要。84円切手を貼ること。）
出願期間	令和 4 年 9 月 1 日（木）から 9 月 7 日（水）まで。受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとし、郵送の場合は 9 月 7 日（水）午後 4 時必着。ただし、土曜日、日曜日は受付をしない。
選抜方法等	小論文（60分）と面接（個人面接）を課す。 提出書類、小論文及び面接の結果を総合的に評価して選抜する。
検 査 日	令和 4 年 9 月 15 日（木） 受 付 8 : 4 5 ~ 9 : 0 0 小 論 文 9 : 3 0 ~ 1 0 : 3 0 面 接 1 0 : 4 5 ~
検査会場	湯沢翔北高等学校専攻科
携 行 品	(1) 受検票 (2) 筆記用具 (3) 上履き ※ 携帯電話等、通信機器を検査室に持ち込むことは認めない。
合格発表	令和 4 年 9 月 28 日（水）午後 4 時に湯沢翔北高等学校専攻科玄関に受検番号を掲示するとともに、本人及び在籍高等学校長に通知する。

【生産技術科】

出願資格	次の(1)から(5)の全てに該当する者とする。 (1) 高等学校を令和5年3月卒業見込みの者 (2) 人物、学業成績共に優れ、学習意欲が旺盛であり、校長が責任をもって推薦できる者 (3) 全体の学習成績の状況（全体の評定平均値）が3.2以上の者 (4) 旋盤の基礎的な技能を有する者 (5) 合格した場合には必ず入学することを確約できる者
募集人員	6名
出願書類	出願手続は在籍高等学校長を経て行う。入学志願者は、次の(1)から(7)の出願書類を湯沢翔北高等学校長に提出すること。なお、郵送の場合は、必ず「書留郵便」とし、封筒の表面に「専攻科入学願書在中」と朱書きすること。 (1) 特別選抜入学願書（本人氏名及び保護者氏名は自書とする。） (2) 特別選抜受検票（所定の用紙に、本人氏名を記入する。） (3) 志願理由書（志願者本人の自書とする。） (4) 高等学校調査書（在籍高等学校長が作成し、親展・厳封扱いとする。） (5) 高等学校長の推薦書（在籍高等学校長が作成し、親展・厳封扱いとする。） (6) 証紙納付書（入学検定料2,200円分の秋田県証紙を貼り、消印はしない。） (7) 技能検定普通旋盤作業3級の実技試験に合格している者は、合格証書等の写し（A4判にしたものとする。） ※ 受検票返信用封筒（郵送を希望する場合のみ必要。84円切手を貼ること。）
出願期間	令和4年9月1日（木）から9月7日（水）まで。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は9月7日（水）午後4時必着。ただし、土曜日、日曜日は受付をしない。
選抜方法等	実技（60分）と面接（個人面接）を課す。 ただし、出願時に技能検定普通旋盤作業3級の実技試験に合格しているか、工業科の機械系の学科を卒業見込みの場合は、実技を免除する。 提出書類、実技及び面接の結果を総合的に評価して選抜する。 ※ 実技の課題は、令和4年7月8日（金）に湯沢翔北高等学校のホームページ上で公表する。
検 査 日	令和4年9月15日（木） 受 付 8：45 ～ 9：00 実技練習 9：20 ～ 9：50 実 技 10：00 ～ 11：00 面 接 11：20 ～ ※ 実技を免除された者の受付は、10：30～11：00とする。
検査会場	湯沢翔北高等学校専攻科
携 行 品	(1) 受検票 (2) 筆記用具 (3) 上履き、実習着及び安全靴（実技受検者） ※ 携帯電話等、通信機器を検査室に持ち込むことは認めない。
合格発表	令和4年9月28日（水）午後4時に湯沢翔北高等学校専攻科玄関に受検番号を掲示するとともに、本人及び在籍高等学校長に通知する。

3 一般選抜

【介護福祉科】

出願資格	次の(1)又は(2)に該当する者とする。 (1) 高等学校を卒業又は令和5年3月卒業見込みの者 (2) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
募集人員	8名
出願書類	入学志願者は、次の(1)から(4)の出願書類を湯沢翔北高等学校長に提出すること。なお、郵送の場合は、必ず「書留郵便」とし、封筒の表面に「専攻科入学願書在中」と朱書きすること。 (1) 一般選抜入学願書（本人氏名及び保護者氏名は自書とする。） (2) 一般選抜受検票（所定の用紙に、本人氏名を記入する。） (3) 高等学校調査書（出身高等学校長が作成し、親展・厳封扱いとする。） ※ 調査書が発行されない場合は『卒業証明書』。 (4) 証紙納付書（入学検定料2,200円分の秋田県証紙を貼り、消印はしない。） ※ 受検票返信用封筒（郵送を希望する場合のみ必要。84円切手を貼ること。）
出願期間	令和4年11月2日（水）から11月10日（木）まで。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は11月10日（木）午後4時必着。ただし、土曜日、日曜日、祝日は受付をしない。
選抜方法等	筆記検査（「一般常識」、「作文」（各60分））と面接（集団面接）を課す。 提出書類、筆記検査及び面接の結果を総合的に評価して選抜する。
検査日	令和4年11月17日（木） 受 付 8：15 ～ 8：30 一般常識 9：00 ～ 10：00 作 文 10：20 ～ 11：20 面 接 11：30 ～
検査会場	湯沢翔北高等学校専攻科
携行品	(1) 受検票 (2) 筆記用具 (3) 上履き ※ 携帯電話等、通信機器を検査室に持ち込むことは認めない。
合格発表	令和4年11月28日（月）午後4時に湯沢翔北高等学校専攻科玄関に受検番号を掲示するとともに、本人に通知する。

【生産技術科】

出願資格	次の(1)又は(2)に該当する者とする。 (1) 高等学校を卒業又は令和5年3月卒業見込みの者 (2) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
募集人員	4名
出願書類	入学志願者は、次の(1)から(4)の出願書類を湯沢翔北高等学校長に提出すること。なお、郵送の場合は、必ず「書留郵便」とし、封筒の表面に「専攻科入学願書在中」と朱書きすること。 (1) 一般選抜入学願書（本人氏名及び保護者氏名は自書とする。） (2) 一般選抜受検票（所定の用紙に、本人氏名を記入する。） (3) 高等学校調査書（出身高等学校長が作成し、親展・厳封扱いとする。） ※ 調査書が発行されない場合は『卒業証明書』。 (4) 証紙納付書（入学検定料2,200円分の秋田県証紙を貼り、消印はしない。） ※ 受検票返信用封筒（郵送を希望する場合のみ必要。84円切手を貼ること。）

出願期間	令和4年11月2日（水）から11月10日（木）まで。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は11月10日（木）午後4時必着。ただし、土曜日、日曜日、祝日は受付をしない。
選抜方法等	筆記検査（「数学」、「選択科目」（各60分））と面接（集団面接）を課す。 提出書類、筆記検査及び面接の結果を総合的に評価して選抜する。 ※ 「数学」の出題範囲は、数学Ⅰと数学Ⅱ（三角関数、指数関数・対数関数及び微分・積分）から出題する。 ※ 「選択科目」は、「機械一般（機械工作・機械設計）」又は「理科（物理基礎）」から1科目を選択するものとする。
検 査 日	令和4年11月17日（木） 受 付 8：15 ～ 8：30 数 学 9：00 ～ 10：00 選択科目 10：20 ～ 11：20 面 接 11：30 ～
検査会場	湯沢翔北高等学校専攻科
携 行 品	(1) 受検票 (2) 筆記用具 (3) 上履き ※ コンパス、定規、関数電卓（「機械一般」選択者のみ、プログラム電卓を除く）を持参すること。 ※ 携帯電話等、通信機器を検査室に持ち込むことは認めない。
合格発表	令和4年11月28日（月）午後4時に湯沢翔北高等学校専攻科玄関に受検番号を掲示するとともに、本人に通知する。

4 二次選抜（介護福祉科・生産技術科）

一般選抜を終了した時点で、特別選抜と一般選抜の合格者の計が募集定員に満たない場合には、令和5年1月下旬又は2月上旬に二次選抜を行う。実施に係る事項は、令和4年11月30日（水）に公表する。

5 入学時及び入学後の諸経費予定

(1) 学校納付金

ア 入学金	5,650円
イ 授業料	年額 118,800円 （月額9,900円）
ウ 日本スポーツ振興センター共済掛金	1,750円
エ 教育振興費	年額 12,000円

(2) 教材費等（令和3年度実績）

ア 教材費（介護福祉科5万円程度、生産技術科1万円程度）
イ 教科書代（実費）
ウ 実習服（実費）
エ 実習材料費（生産技術科2万円程度）
オ その他

(3) その他

資格取得及び国家試験受験料、講習料金、施設・企業実習のための移動にかかる経費、研修旅行費

6 出願書類提出先及び問い合わせ先

秋田県立湯沢翔北高等学校 事務室

所 在 地 〒012-0823 秋田県湯沢市湯ノ原二丁目1番1号

電話番号 0183-79-5200 F A X 0183-73-2600

令和5年度秋田県立湯沢翔北高等学校専攻科
入学者選抜学力検査問題等作成方針

秋田県教育委員会

1 基本方針

- (1) 高等学校学習指導要領(平成21年文部科学省告示第38号)に基づくものとする。
- (2) 学力検査問題等は、介護福祉科の特別選抜は「小論文」、一般選抜は「一般常識」及び「作文」、二次選抜は「小論文」、生産技術科の特別選抜は「実技」、一般選抜は「数学」及び「選択科目(「機械一般」又は「理科」から1科目選択)」、二次選抜は「小論文」とする。
- (3) 学力検査問題等の内容は、各教科等の目標・内容に即し、基礎的・基本的な事項及びそれらを活用することについて、学習の成果が多面的にしかもきめ細かに把握できるように出題する。
- (4) 検査時間はそれぞれ60分とする。

2 各教科等の配慮事項

各教科等において、次の事項についての学力がみられるように配慮する。

- (1) 小論文
語句、表現など書くことに関する基本を理解した上で、課題について考察した内容を、論拠を明らかにしながら論理の構成や展開を工夫して効果的に書く力
- (2) 一般常識
介護福祉士として必要な一般的な知識及びそれを基に思考・判断する力
- (3) 作文
与えられた課題に応じて、これまでの生活体験や学習事項を基に、表現や構成に留意しながら適切に書く力
- (4) 実技
機械加工旋盤作業における基礎的な技能
- (5) 数学
数学Ⅰ、数学Ⅱにおける基本的な概念や原理・法則を理解し、事象を数学的に考察し、表現する力
- (6) 機械一般
機械工作・機械設計における基礎的な知識や技術を理解し、活用する力
- (7) 理科
物理基礎における基本的な概念や原理・法則を理解し、事物・現象を物理学的に考察し、表現する力